

令和三年十二月二十八日受領
答弁 第三一 号

内閣衆質二〇七第三一号

令和三年十二月二十八日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 細 田 博 之 殿

衆議院議員松原仁君提出中国の知財戦略に対する方針に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出中国の知財戦略に対する方針に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「令和二年九月、中国最高人民法院が外国訴訟差止命令を出したという事実」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「今後の知財に関連する条約改正」の具体的に指し示す範囲が明らかではないため、お答えすることは困難である。